

令和3年3月15日八尾春雄議員が5項目について一般質問を行いました。町が当初介護保険の標準保険料として月額5800円を提示していたが、コロナの影響で生活困窮世帯があるのに値上げはすべきでないと主張する一方、町が行った計算根拠の分析に挑戦し、この結果、介護保険に関わる国の負担比率を引き上げる以外に料金抑制の道筋が見当たらないことを具体的に解明するに至りました。これまでの質問の精度をワンランクアップした質問となりました。

*インターネット録画配信もあわせてご覧ください

○14番(八尾春雄君) 14番の八尾春雄でございます。よろしくお願いいたします。

赤部トンネルの照明が切れておりましたが、先日修理ができて、明るいトンネルになりました。付近の住民の方から感謝の声が寄せられています。ありがとうございます。一方、広陵高校の前の東西の道路でございますけれども、北側の的場側の田んぼ側のフェンスのペンキ塗りはできたんですけど、全面舗装をお願いしておられる住民の方が多いんですけども、いまだ動きがないと心配しておられるようであります。できていることもできていないこともあるでしょうけれども、ぜひ住民の願いにこたえて、行政を取り仕切っていただくようお願いしたいと思います。

今日は五つの質問を準備いたしましたので、よろしくお願いいたします。

隣地からの迷惑樹木について。12月議会でこのことについて質問し、事態の打開を図るべく取り組んでいる。生活環境課にも度々相談を持ちかけているが、「民と民の関係であり町には責任がない。ただし協力はしたい。」との態度でがちが明かない。被害者側は司法書士に依頼してようやく加害者の氏名・住所を割り出した。交渉もお願いしたところ、関係者の1人から「分割であれば伐採費用の負担にこたえてもよい」との回答があり、手続を進めてもらっている。

1、相手の回答には担保性がない。民と民の争いごとであっても、今回のような一見明白な加害の事実があり、加害者がもし費用の負担にこたえない場合には、被害者への何らかの救済制度が必要にならないか、町の対応は理不尽である。

2、町の方針は相手の対応に不満であれば、裁判に持ち込めという意味か。

大きな二つ目であります。広報こうりょうの編集方針について。広報こうりょう1月号に関わり、情報公開制度に基づき、令和2年度広報こうりょう編集方針の開示を求めたところ、令和3年1月21日、広陵町秘書人事課の省略で「広秘人第189号」において情報不存通知書を受け取った。

1、町内1万3,000世帯に漏れなく配付する町の公式媒体である広報こうりょうについて、編集方針が存在しないとはどんな事情か。にわかには信じがたい。

2、最終決裁は町長が行ったとの説明を受けたが、押印欄は黒塗りで確認できなかった。町長は確かに最終決裁を行ったか。記事には菅野区長の活躍ぶりが特集されている。菅野区長は町会議員でもある。これまで議会は議員の地位利用を疑われることをなくし

たいとの思いから、区長と兼任することをやめる申合せがある。今回の記事は、町の広報において、一議員の活動を特別に評価することとなり、均衡を欠くと思わないか。

大きな3番目でございます。第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画について。標準保険料について、当初は月額5,889円と試算し、100円未満の端数については基金を取り崩して対応する意向であったが、議案では1億1,000万円の基金全額を取り崩して、保険料の上昇を抑制する方針が示されたのは賢明な対応である。しかし、なお400円の引上げは行いたいとの意向である。

1、コロナ禍の下で国保税にしても、国保税の据置き方針は歓迎をいたしております。介護保険料にしても引上げは避け、せめて据え置いてほしいというのが住民の切なる願いである。この願いにどのように答えるのか。

2、具体的な提案、「提案」を「試算」に直してください。具体的な試算をしたい。現在、12段階の介護保険料見直し、標準保険料までの比較的低額所得層には変更なしとし、標準保険料を超える比較的高額所得層には、累進料金制を導入してその所得にふさわしい新たな介護保険料を設定してはどうか。20段階ぐらゐまで設定できないか。

3、介護保険特別会計に、法定外の一般会計からの繰入れはできないと担当部局は説明してきた。どの法律の第何条において規定しているか。

大きな4番目でございます。箸尾準工業地区の開発工事について、奈良県は周知の遺跡発掘に関して次のように公示している。開発面積が1万平方メートルを超える場合、遺跡有無確認踏査願を当該市町村文化財担当窓口へ提出してください。開発する土地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に当たる場合、工事の60日前までに当該市町村文化財担当窓口へ発掘届を提出してください。注意、官公庁やその関連法人が「周知の埋蔵文化財包蔵地」を開発される場合は、上記の発掘届とは別の手続、発掘通知が必要です。

その上で二つであります。1、奈良県遺跡地図WEBでございます。別紙参照とありますが、後で別紙をお見せします。では、箸尾準工業地区の開発エリアに周知の遺跡が存在しているところがある。所定の手続は行ったか。

2、令和3年度一般会計予算に費用の一部が計上されている。説明を求めらる。

質問事項の大きな5番であります。マイナンバーカードの申請手続について。広陵町では、いまだ22%の住民しか取得していないマイナンバーカードについて、取得率を何とか高めようとしてか、このたび、拙宅に「地方公共団体情報システム機構（東京都千代田区1番地25）」より「マイナンバーカード交付申請書」が郵送されてきた。この団体は何者か、得体が知れない。

1、申請宛には「広陵町長宛（地方公共団体情報システム機構）」と表記してある。郵送先は日本郵便株式会社川崎東郵便局の私書箱とのことだ。経緯を説明願いたい。この団体に町が手続を委託したのか。

2、マイナンバーカードをはじめとして、個人情報の漏えいを心配する人々からは「EU一般データ保護規則」GDPR（General Data Protection Regulation）

guration)が注目されているとのことである。研究したか。不当な情報収集を防止するシステムも必要ではないのか。

以上でございます。

○副議長（吉村裕之君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの御質問にお答え申し上げます。

まず、**1番目、隣地からの迷惑樹木についての御質問**でございます。まず、一つ目の民と民との争いごとであっても、明白な加害事実があり、加害者が費用負担に感じない場合、被害者への何らかの救済制度が必要にならないかとの御質問でございますが、町におきましては、現在そのような救済制度はございません。しかしながら、前回の12月議会でも答弁させていただきましたとおり、所有者が他人に迷惑をかけないように管理することが責務であることから、所有者に対し適正に管理をするように指導していくしか方法はなく、所有者と被害者の双方が話し合うことで解決できることが、最善の方法であると認識しております。

次に二つ目の町の方針は「相手の対応に不満であれば裁判に持ち込め」という意味であるのかとの御質問でございますが、町としましては、決して訴訟ありきの話ではなく、あくまでも友好的な話し合いにより円満に解決いただくことが最良ではないかと考えます。そのためにも所有者に対し、町から繰り返し管理責任を強く訴え、管理不全による被害を与えたときには、管理責任違反として損害賠償を行わなければならないおそれがあることを伝えてまいりたいと考えております。

2番目の広報こうりょうの編集方針についての御質問でございます。広報こうりょうの編集方針が存在しないのはどんな事情かとの御質問でございますが、広報こうりょうは、総合計画の協働のまちづくりの推進における主要施策において、読みやすく分かりやすい広報紙づくりに努めることを定めております。

広報の編集は、秘書人事課が年間の大まかなスケジュールを基にして、各月でどのような特集を組むかを掲載月の数か月前から担当課と入念に打合せをして進めており、弾力的、柔軟に対応するために編集方針は明文化しておりません。ただし、広報紙の企画・編集について審議、検討するとともに、住民に親しまれる広報行政を推進するため、広報編集会議を設置しており、関係部課長が広報編集委員となって、毎月の編集過程で広報紙の内容を確認しております。

二つ目の、最終決裁は町長が行っているのか、また、広報で一議員の活動を評価することになり、均衡を欠くことになっていないかとの御質問でございますが、当月の広報の原稿ができるまでには、先に述べた広報編集委員の確認を経て、私が最終決裁を行うことになっております。令和3年1月号では「高齢者のくらしを支える地域づくり」を特集しておりますが、介護福祉課との打合せを経て、一つの事例として純粋に萱野区の取組を記事にしているもので、区の代表者である区長に登場願うのは必然であり、町議

会議員としての活動を意識した記事ではございません。読者によっては様々な受け止め方があるとは思いますが、一つの地域の活動事例を町民の皆様を紹介することに焦点を当てておりますので、特定の議員活動を評価しているという認識はございません。

三つ目の第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画についての御質問でございます。

まず一つ目のコロナ禍の下で介護保険料の引上げは避け、せめて据え置いてほしいという住民の切なる願いにどう応えるのか、との御質問にお答えいたします。第8期計画期間中の介護保険料につきましては、令和3年から令和5年までの3年間の高齢者人口から、要支援・要介護認定者数を推計し、介護サービス量を見込み、介護給付費と地域支援事業費を算出し、3年間の予定被保険者数で割り、介護保険料を算出したものとなります。保険者として、コロナ禍におきましても、必要なときに必要な介護サービスを利用していただけよう、安定した介護サービスを継続して提供していかなければなりません。そのための必要サービス量を見込んだ介護保険料でありますことを御理解いただきたく存じます。

また、通いの場の充実を図ることで、高齢者が支えられる側だけでなく、支える側として、介護予防に取り組んでいただくことが、健康寿命の延伸となり、今後の保険料の抑制につながることを御理解を得てまいります。

次に二つ目の12段階の介護保険料設定を標準保険料を超える高所得者層にその所得に応じた介護保険料としてはどうか、20段階での設定はできないかとの御質問でございます。

介護保険法施行令第38条「保険料率の算定に関する基準」で、第1段階から第8段階までの基準額に対する割合が定められており、町独自で割合を定められるのは第9段階以上となっております。御提案いただいている20段階までの細分化を図った場合、第9段階以上の方が対象となります。

第8期計画期間の3年間における予定被保険者数は2万8,089人としており、そのうち第9段階以上の被保険者数は2,122人となっております。これは全体の約7.6%となります。なお、第10段階から第12段階につきましては、基準額に対する割合を第10段階は1.8から1.9へ、第11段階は1.9から2.1へ、第12段階は2.0から2.3へと、それぞれ見直しは行っております。しかしながら、変更前と比較し所得段階被保険者数に換算したところ、190人の増加にとどまっており、一定の高所得者の負担増加による影響額は少ない状況でございます。今後も高齢化が進み、高齢者の就労による収入状況等も変化していくことも予測されることから、段階の細分化による所得に応じた御負担をお願いすることも次期計画に向けて、慎重に検討をしてまいります。

最後に三つ目の介護保険特別会計に「法定外の一般会計からの繰入はできない」とのことであるが、どの法律の第何条において規定しているか、との御質問でございます。

介護保険法第124条で「市町村一般会計における負担」として、介護給付等に要する費用の負担割合、同法第124条の2で、「市町村の特別会計への繰入等」として、低所得者軽減分の繰入れについて定められていますことから、直接的に一般会計からの繰入れを禁止するという条文ではなく、繰入れするものが定められていることで定めのないものについては、繰入れをしないものとして取扱いをしているところでございます。

さきの質問でもお答えをさせていただきましたが、介護保険制度は3年ごとに計画を策定し、介護給付等に必要な金額を算出した上で介護保険料を算出しております。その中で生じた過不足につきましては、超過した場合は、介護給付費財政準備基金として積み立て、万が一不足となった場合は県の財政安定化基金から借入れを行い、次期計画以降の介護保険特別会計内において精算を行い、独立した会計の運営により、給付と負担の均衡を図っているところでございます。また、一般会計において、紙おむつ支給事業や軽度生活援助事業などの高齢者支援事業を実施しているところでございます。

4番目の箸尾準工業地区の開発工事についてのお尋ねでございます。

一つ目の御質問は、周知の埋蔵文化財包蔵地において、町が道路整備事業を実施する場合や土地開発公社が宅地造成事業を実施する場合の手続についてでございます。奈良県遺跡地図ウェブにより埋蔵文化財の状況を確認しますと、箸尾準工業地域工場用地造成事業の開発区域には、「遺物散布地」として周知の遺跡が存在しており、代替用地等造成事業の開発区域は「箸尾環濠」の範囲内に位置しております。このため、令和2年度から道路事業を実施する都市整備課と宅地造成事業を実施する土地開発公社が、文化財保存課と協議を進めております。

特に、代替用地等造成事業の開発区域については、令和2年12月に発掘通知の提出を行い、令和3年2月から文化財保存課立会いの下、試掘調査を実施しております。箸尾準工業地域工場用地造成事業の開発区域につきましても、同様の手続を経て適切な時期に調査を行う予定でございます。

二つ目の御質問は、令和3年度一般会計に計上している発掘調査費についてでございます。

先ほど申しましたように、町事業として実施する道路整備事業におきましても、発掘調査が必要となることから、その費用を計上しております。作業委託料や作業員報償費など町予算の費目に合わせ分割計上しておりますが、その合計額は、工場用地造成事業地区内の中南線については約1,100万円となり、代替用地等造成地区内の南30号線については約560万円となっております。

5番目のマイナンバーカードの申請手続についての御質問でございます。

まず一つ目の申請書送付の経緯でございますが、総務省のマイナンバーカード普及促進の取組として、マイナンバーカードをまだお持ちでない方に対して順次マイナンバーカード交付申請書を再送付している状況でございます。

議員御質問の地方公共団体情報システム機構（J-LIS）でございますが、地方公

共団体が共同して運営する組織として、平成26年4月1日に設立されております。総務省令に基づき、マイナンバーカード交付申請書の作成及び発送等、一連の業務を委託しているところでございます。

マイナンバーカードの交付率は、2月末時点で全国で26.24%、本町におきましては24.93%と全国の交付率を若干下回っている状況ではございますが、交付率も伸び続けているところでございます。今後もマイナンバーカードを活用した様々な取組も増えてきている状況であり、健康保険証、運転免許証等にひもづけしての取組もその一つでございます。

本町といたしましてもマイナンバーカードの手続として休日臨時窓口を開設し、一人でも多くの方に取得いただけるように取り組んでおり、さらには今回の申請書を再送付することで交付率を伸ばしてまいりたいと考えているところでございます。

次に二つ目としまして、EU一般データ保護規制についてでございますが、正直なところ存じ上げておりませんでした。調べましたところ、EUでは2012年に立案され、2016年に採択、2018年5月25日に施行されており、基本的人権の確保に基づいた個人情報保護を目的に、個人情報の域外移転を原則禁止とするもので、我が国の個人情報保護法よりも強い規制をかけているようでございます。

我が国の公的分野における法律の体系といたしましては、基本法として「個人情報保護法」があり、その上で国では「行政機関個人情報保護法」があり、地方団体ではそれぞれ保護条例が制定される仕組みとなっていることから、本町におきましても「広陵町個人情報保護条例」を制定しているところでございます。ガイドラインにつきましても「通則編」、「外国にある第三者への提供編」、「第三者提供時の確認・記録義務編」、「匿名加工情報編」、「行政機関非識別加工情報編」などが出されており、その他「個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応」やQ&Aが公表されております。基本的にはこれらの法令とガイドラインに沿って運用することにより、広陵町における個人情報保護につきましては、現状では足りていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（吉村裕之君） それでは、2回目の質問に入させていただきます。

八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 合わせて22分で第1回のやり取りが終わりました。ありがとうございました。

第1番目の質問ですが、二つ目の質問のところで、不満だったら裁判に持ち込めという意味ですかと聞きましたところ、相手の側には、そのまま放置していたらそういうこととなりますよということを町は指導しましょうということですね。私は裁判に望んでいません。金がかかる、時間がかかる。だから話合いで解決をしたいと。今回、ここにも書いておりますが、2人相続をされた方がありまして、一方は拒否なんですけど、一方は負担してもいいということをおられるのですが、司法書士さんいわく、ただし

担保性はありません。1回払いましょうと言っても、分かりませんよ。よろしいかと言ったらよろしいですと。とにかくこちらが誠意を持って、1点の曇りなくあなたの側の責任なんだから、ちゃんと払ってねということを言い続けますからということをおっしゃいます。

その司法書士さんは、印象としてどうですかと聞きました。そうしたら、払わないというふうに言った人はもう既に広陵町に愛着がないように感じたというふうに言っているのです。それで、もう1人の方は、これからも親戚もあるし、御近所付き合いもしないといけないと思うから、そういうふうにしたいたいということをおっしゃられるのです。

だから、広陵町を離れて、時間がたつとそういうことになることもあると思うのですが、そのあたりうまくやれないものかと思いました。この間、小原部長とか随分やり取りしましたから、これ以上、追及してもしょうがないと思います。適切なる管理を要請しますと言っているのだから、最後はそこになりますから。

2人の方から私のところへ問合せがありました。1人は知っている方、1人は知らない方です。途中経過を教えてくださいと。私は申し訳ないけれども、最後に言いました。町は責任取りませんよ。あなたが責任を取らないと、最終的に責任取れませんよということはおっしゃっています。けれども、そういうふうにならざるを得ないという事情も理解をした上でどうするか、考えないといけない。だから、広陵町にこれだけ離れても、広陵町に愛着を持ってもらうようなやり方を、ふるさと納税のことでそんなことが出ました。考えたほうがいいかなとは思っています。

感想だけ聞きたいです。小原部長。

○副議長（吉村裕之君） 小原生活部長！

○生活部長（小原 薫君） 議員さんには大変お手数をおかけしておりますが、また現状等を教えていただきましたら、その事情とか実情を管理者に対して報告させていただきます。行政としてしっかりと対応させていただきたいと存じております。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ありがとうございます。司法書士さんも堅物でして、名前と住所を教えろと言ったら駄目だと。守秘義務があるから教えられないと言いましたから。法律の枠内でちゃんと処理をしたいということです。

二つ目に行きます。広報こうりょうの編集のことで、編集方針という文書はないけれども、広報編集会議を設置して進めているんだと。こういうことです。ということは広報編集会議に関わる資料は公文書はあるというふうに理解していいですか。

○副議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） お答えさせていただきます。広報編集会議につきましては、設置についての要領を定めておまして、そちらにつきましてはございますので、そういうことになります。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 設置の根拠は説明できるけれども、どんな活動のやり取りをしたのかは文書はないよという意味ですかね。奥田部長がそれでうなずいておられますから、そういうふうに理解しておきます。例えば、1月号もそうですが、12月号では、自治基本条例の特集記事が12ページに及んで広報に載ったんです。あれは12月号に載せなければいけないという議論があってそうなったんでしょう。だから、そういう行政の途中経過、なぜそうなったのかということが全部明らかにならなかったら、情報公開制度をつくっても、口頭でやっていたら何の意味もないと思うのです。ちょっとそういうやり方は基本的に考え直していただく必要がある。

もう一つ、町長に聞きますが、答弁では「私が最終決裁を行うことになっております」となっている。私が伺ったのは、令和3年1月号の広報こうりょうについての最終決裁を町長はしたんですかということ聞いております。したんですね。

○副議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 私が町長に就任してから全ての号の決裁はいたしております。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ありがとうございます。12月は岡橋議員の手を煩わせましたけど、パネルを作ってまいりました。これは見てもらったらいいんですが、下が配付された広報なんです。上が情報公開でいただいた資料なんです。何が違うのか。下のところに岡本区長がおられるんです。バツ印をつけてある。代わりにこの横におられた女性がこの場所に来て配られているのです。この見開きで、3人の岡本区長が登場していたのですが、1人駄目だと言われた方があったんでしょう。今、町長は決裁したということだったので、バツ印をしたのはあなたでしょう。何でこんなことしたんですか。

○副議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） お答えさせていただきます。バツは誰がしたのかというお問合せですが、これは先ほど申しました編集会議の編集過程の中で、このように編集がされたということですので、最終的には町長がバツをしたものではございません。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） じゃあ、なぜバツをしたのですか。変えたのですか。編集の方針の変更、チェックのポイントは一体どこにあったんですか。もう見たらいいでしょう。返してください。

○副議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 広報編集会議の委員は全員で12名でございます。12名の中でそういった様々な意見が出た中で、最終その写真は違うものにしたというものでございます。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） なぜしたのかということ聞いていますよ。

○副議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） いろいろ理由としては考えられますが、まずお一人の方が何回も写っているというのが1点あるかと思います。全体の内容を考えたときに、その写真よりも違う写真のほうがいいのではないかという意見があったと思っております。

以上でございます。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） あまり言いたくないようですから、もうちょっと言いますわ。それで、私のところに、こんな広報が出ているけれども問題だと。2人のほうですよ。配られた広報を見られて、これは問題ではないのかというふうに言ってきた住民の方があつたんです。話の中で、承ったのは、岡本区長は議員でもあるから、区長の活動は議員の活動に当然なってしまう。議員がそういう大衆団体の役を立場を利用してお披露目しているということを、本人はやっていないんですけど、町の広報はこれで持ち上げたということになるのではないかという指摘です。その話をされた方は、「前の平岡のときにはこんなことはなかったぞ」と言うわけです。「平岡というのは元の前の町長なんですか」と言ったら、「そうだ」と。「分かりました」と。彼は12年町長やりましたから。合わせて144冊の広報こうりょうがあるんです。全部調べました。その中で、議員さんの写真が出ているのが29か所あつたんです。これは笹井正隆議員と平岡町長が並んで新年の挨拶をしているやつです。別に笹井正隆議長さんが議会の代表で出たわけで、本人がどんな活動をしているのかを紹介しているわけではないですよ。これはえらいバランスを欠いていると。バランス欠いていませんよというふうに答弁はあるわけです。

私はこういうやり方をすると、岡本議員を傷つけることにもなるんじゃないかと。褒めているようで、そういう応援をしてもらわないと活動しておられないという議員だと、こういうことになるのじゃないかと思って、逆に心配します。同じ箸尾で出られる青木義勝という議員さんがおられる。この議員さんは小学生が登校するときに、近くの交差点で立哨を熱心にやっておられる。青木議員に、「広報で取り上げてほしいと言ったことはありますか」と言うと、「あるか」と、「ないわ」と。「取材させてもらいたいと言われたことあるか」と言ったら、「そんなこともない」と。交通安全協会ですか。表彰したいと言ったら、「嫌や」と。「そんなことしたらわしは辞められなくなる」と。こういうことをさっきやり取りしたところです。

だから、青木議員ははっきり言って、町報、広報で持ち上げていただかなくても、しっかりと私は自分の生活をやっておると、わしは何も議員としてやっているのと違うわと。地域住民として子どもの安全確保のためにできることをしている。ほかの議員さんでもそういう方ありますけど。いいことでしょう。これはバランス欠くんです。バランスを欠くというふうには思わないと、当然のことだと言っているから、町長、政治的センスということがあつたんですけど。町長、この程度のセンスなんですか。あなた、それ分からないのですか。

○副議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 広報編集の方針、私自身の方針としては、町長もできるだけ登場させるな。私は写真をできるだけ控えてくれということは担当に申し上げております。広報には、やはり町民の皆さんをたくさん登場していただいて、身近に行政を感じていただけるようにするということとは常に申し上げております。

たまたま、萱野区長、議員をされているという中で、今、この地域福祉、また、要支援者名簿の取組というのは大事なことで、町民の命に関わるということにもつながるわけでございます。熱心な地域を取り上げて、皆さんに全庁的にPRをしたいという担当者の思いから、この編集がされたというふうに思っております。この企画を考えてくれた、担当職員と民生委員さんなり、地域の皆さん方の熱意がこの広報になったと思っておりますが、ただ、八尾議員がおっしゃるように、議員の立場である方の評価という点においては、プラスマイナス両方あると思しますので、今後はしっかりとそのあたりは配慮をするように、担当も考えてくれているというふうに思います。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 実践で示していただけたらいいです。これは不文律ですね。議員を町の広報で扱うときはよほど慎重にやっていただくようお願いしたいと思えます。

次に、介護保険料であります。それで、試算をしたと言ったのですが、20段階にして、標準保険料より下はそのままにしておいて、標準保険料を超えるところは累進で上げたらどうかというので計算をしました。そうしたら、第7期の介護保険料収入よりも実に2億7,000万円もアップするような、要するに住民からたくさん介護保険料を払うという試算になってしまったので、第1次はそれでやめました。もう一回、第2次案ということで試算をしたわけでありまして、ちょっと説明をします。

今、1段階から12段階までありますが、13から16に250万円で4段階をつくらると。今、12段階で所得が1,000万円以上ということだから、所得は2,000万円以上の人も3,000万円以上の人も、皆、1,000万円以上の人と介護保険料と同じだから、ただし、答弁があるように、人数が何人おられるかによりますので。それで、第7段階までについては、据え置いたらどうかというので赤い線で示してあるのが、第7期の線であります。

黒い線が出ているのは、今回町は引上げを計画しましたから、その引上げの数字になっているわけです。それで、第8段階は第7段階の1.1倍、第9段階は第7段階の1.1倍掛ける1.1倍、第10段階は第7段階の1.1倍の1.1倍の1.1倍と、こんなことですね。累乗で掛け合わせていくということになりますと、そういうふうにグラフは上がっていくわけです。それで、ここにあるように、基準の標準の金額は6万2,400円そのままにしておきました。黒は町の提案で、赤は私が試算をした分でありまして、今、1.1掛けるということをおっしゃっております。そんなことになったんですね。この問題は、第8段階から第12段階までの段階の方の負担を増やさないといかんとい

う第2次の試算ではということになってしまったということでもあります。これだけの試算を取りあえずしました。

その結果、どうなったかといったら、第7期から町長提案の第8期、この場合、介護保険料は1億9,015万円の増収になります。それだけ住民に負担してくださいということになります。それから、第7期から私が試算した分では、1億7,735万円の増収になります。だから、金額としては似てくるのです。それでいいかなと思ったのですが、さっき言ったような事情があるわけでもあります。

そんなことがありますて、こういうふうに考えていきますと、介護保険料の制度そのものがなかなか難しいです。こっち側へ入れるとあちら側がバランスが崩れたり、標準保険料を第5段階にしています。1段階から16段階まであるのに、随分前のほうに偏っているから、これは真ん中のほうに戻ってこないとバランスが取れないというような問題も出てくるのではないかとというようなことがあるんです。それで、結局、本当は提案したかったんですが、私が何が言いたいのかというと、介護保険料引上げというのはこの時期、よほど慎重にあるべきで、すべきでないだろうというふうに思っております。

それから、面白いのは、所得に対する介護保険料の比率を調べてみたら、第6段階の方が8%なんです。累進にしてもどんどん下がります。どんどん下がっていくんです。だから、これは考えてみる必要があるのではないかとことは思っております。というようなことがありますので、今、町の考え方は、今回、高額のところを掛け率を変えましたから、高額所得者に対して、それなりに負担してもらいたいという思いは伝わってきていますが、全体としてこのコロナの時期に介護保険料はどうするのかということ言えば、もっと議論をしなければいけないことがあるのではないかと。高額所得者はどうするかとか、それから真ん中よりも少し高いところには値上げをせざるを得なくなるようなことは認められないということになったら、じゃあどうするんだということになってくるだろうと思うんです。

今、本当だったら事前に福祉部ともう少し僕はこんなことを考えていますよと、やり取りした上で、今日のこの会議に臨んだほうがよかったんですけど、そんなことも考えてみていただいたらいいんじゃないかと思って、試算の内容をお披露目しましたけれども、ここまでのところで、そういう考え方、今見て直後ですから、部長の率直な印象、感想を聞かせてください。

○副議長（吉村裕之君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） 今、試算をしていただいている中で、多段階にするという御提案だというふうに思っております。ただ、多段階にさせていただくことで、その層にどれだけの人がいらっしゃるかというのは、なかなか読めない。その年々によって人数というのははっきりと想定できないというところがございます。多分、高齢者になりますので、所得というのがおよそ年金所得を想定しているということが多いと思います。その部分で、高額所得者と呼ばれておられるところは多分、年金所得ではなくて、その

ほかの給与所得であったりとか、一時的な譲渡所得であったりとか、あと株式とか、そういうふうな所得を一時的に持っておられるということが多いのではないかというふうに考えられます。現役で給与所得を持っておられる方も確かにいらっしゃるのはいらっしゃると思うのですが、その方についても、今年はある、来年はないというようなところもございますので、そういう高所得者にあまり負担を求めるところもいかがなものかということも考えるところではございますが、ただ、所得状況を見まして、多段階ということも今後も検討はしていけるのではないかというふうには考えております。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ありがとうございます。この期は8期の議論には間に合わないわけですが、そういう視点も加えた上で、最終的にどういうふうにしたらいいのかということを考えてみるべきではないのかということでございます。

それで、（4）のところですが、全体としてと。実は、ある町会議員と話をしましたところ、八尾議員、公的な負担の比率が50%では足りないのと違うかと。もうちょっとここは上げてもらわないといけないという意見を言われた議員もおいでになります。名前はあえて言いませんが、計算するとだんだんそういうことが分かってくるんでしょうね。国の動向は50、50だというのはこのまま行こうということなんですか。

○副議長（吉村裕之君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） 50%の負担率というのは多分変わってこないと思っております。第1号被保険者と第2号被保険者の割合というのは、計画時によっては変わってきておりますが、公的負担分と保険者に求めるものについては、50%ずつというのはずっと変わらない、今後もあまり変わらないのではないかとというふうに思います。ただ、5%、国が負担しております5%の調整交付金部分というところの考え方は、いろいろと調整をしていっていただきたいというようなところは考えるところでございます。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 議員も一生懸命言いますが、町の担当部局としても、設計上、非常に難しい段階に入ってきたということがあるわけですから、国の負担分をそれなりに増やしてもらわないと、どんどん高い保険料を住民に負担してもらわなければいけないことになるのだということを、もっと熱心にやってもらいたいと思います。

最後のところに、令和3年度の介護保険の予算がありますが、お持ちの方は53ページを開いていただいたらいいです。53ページ。ここで本人負担ですが、この予算書のところには、6億2,352万9,000円と支払基金交付金が第2号の方、これが6億8,423万6,000円ということになって、合計13億776万5,000円、これを本人に負担してもらいますという予算になっていますね。これを全体の収入の25億8,880万円で割ると、50.51%になるんですよ。今、50%と言われまし

たね。コンマ51%、本人負担が多いんですけど、これは予算は直してもらわないといけませんね。

○副議長（吉村裕之君） 北橋福祉部長！

○福祉部長（北橋美智代君） これが先ほど申しました財政交付金分の広陵町は5%を全国市町村の割合で変更するという部分でございますので、実質的に広陵町は交付金1.87と予算上見ておりますので、その差額は少し乗っているということになります。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） あまりよく理解できないところもありますけれども、調整交付金がどうやらその計算の根拠になるところですから、もうちょっと深めて、また次の議論に持っていきたいと思います。

介護保険の会計に一般会計からの繰入れはできないという法律上の規定はないけれども、もともとこの数字で入れますよというふうに決めているわけだから、そもそも繰入れをするという前提がないという答弁書ですね。全国で12の自治体が介護保険の特別会計に一般会計から繰入れをしているそうです。ただ、厚生労働省はそんなことをしたら次の期が大変なことになるよということで、指摘をしているようですけども、これはこれでまたどういうやり方があるのかというのは、ちょっと考えながらやっていただく必要があるのではないかと思います。数字がたくさん出てきましたから大変でしたけど、一応、この議論はこの議論で締めておきます。

次でございます。**箬尾準工業地帯の開発問題でございます。**周知の遺跡のことについて、確かにそういう遺跡がある。これは一般質問の通告書では別紙参照と、別紙がありません。これ見てください。これをちょっと説明しますと、この赤い線が法隆寺高田線ですね。元気村がここにありまして、田原本のほうへ東のほうへ行く道路があって、この塗り潰したところが楠玉神社であります。この道路をまたいだところに、周知の遺跡があるというふうに、県のウェブではなっています。同じ地図に、古寺のクリーンセンターのところも周知の遺跡があるというのがありましたから、ちょっと青でつけておきました。

ということになると、実際には、このパンフレットも頂いてきましたが、開発事業と埋蔵文化財ハンドブックというので、頂いていましたけれども、発掘調査するのは1割程度になるということなんだけれども、重要な遺跡が出てきた場合には、工事をストップして、調査の上でどういう対応をしたらいいのかということをやらざるを得ないのだということですね。今回、道路と造成地があるので、文書の途中で変わっておりますが、そのために、この手続はするということになっておりますが、これは重要な遺跡が出てきたらどうなるんですか。工事は止めなければいけないですね。

○副議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼事業部長（中川 保君） 試掘していただいて、遺跡が出てきたら、全面発掘が必要になるのであれば、その間は工事ではなく、発掘調査をしていただくということ

になります。まだ、工事についてまだすぐにかかれるような状況ではございませんので、早めに文化財の調査もしていただけるように調整しているところです。地権者さんから用地を買収できたところの一段の土地で計画しているところでございます。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ということになりますと、中身がどういう遺跡であるのかということが分かった時点での判断も要るだろうと思いますが、一つの事例として、例えば、奈良市役所。あそこも遺跡の上に建っている市役所でございます、上に土を盛って工事をするというような加減もあるのですが、その場合には、そのままの状態を保存しておかなければいけない場合もあるかもしれないし、土盛りをして、それで目的の何らかの建物を建てるとか、利用の仕方をするというようなこともいろいろ考えられると思うので、その決裁は誰がするんですか。今回の場合、広陵町の土地開発公社が土地を造成するわけですから、広陵町が決裁するわけにいかない。県の教育委員会なんですか。どなたが決裁ですか。

○副議長（吉村裕之君） 池端教育委員会事務局長！

○教育委員会事務局長（池端徳隆君） 文化財保存課の教育委員会の立場としてまずお答えさせていただきたいと思います。今、ありましたように試掘をして、調査が必要であるということであれば、相応の期間がかかると思います。それについては、仮に土器類が出てきたということであれば、土器類のどういう年代のものか、その出てきた分布の状況、深さ、それによって期間はかかると思います。最終的な決裁というのは県のほうの、文化財保存会のほうは所定の手続をさせていただいて、県のほうとも調整しながらやる。最終的な決裁はどこがするかという答えということに関しては、県、もしくは上部の機関になるというふうに認識をさせていただきます。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） よくない業者、広陵町のことと違いますよ。よくない業者が掘ってみたら出てきたとなったら、隠すんですって。工事は止まる、金はかかる、依頼主から答えられないから隠すんですって。そういう文化財行政が適正にやられるということがないといけませんから、広陵町自身が違反を疑われることのないように、全部きちんとこういうことが出たからといって定期的に発表して、問題のないようにしていただいたらいいのではないかと。ここにもお金がかかって遅れると違いますかという心配の声があるからと、いやいや何をおっしゃる。1割程度しか実際には発掘していませんと言っていますが、面積は大きいから。2万坪になっているわけだから、面積が大きいから可能性があるわけで、要注意ではないのかということを指摘をして、最後の質問に行きたいと思います。

マイナンバーカードでございます。マイナンバーカード交付申請書、ここにあるように、東京の千代田区から来ました。文書の宛名は広陵町長ですね。広陵町長宛てとありまして、それを返信用封筒を使って、川崎東郵便局に出せと。ちょっと変だと思いませ

んか。広陵町の人が役場へ来てできる手続を、わざわざ東京から文書を送ってきて、川崎に送り返して申請してくださいというんですが、大分金がかかっていますね。これはこれまでよく説明されたように、国が全部持ってくれるから広陵町は腹が痛まないのよという説明になるのかもしれないけど、それも住民の負担した税金です。これはどういう事業なのか、簡単に説明してください。時間がありませんから。

○副議長（吉村裕之君） 小原生活部長！

○生活部長（小原 薫君） もともとマイナンバーカードというのは全国でこのシステム機構をここに全部委託している状況でございます。そこに送ると、カード自身が役場に送られてくるということになるんです。役場に仮に送っていただいても、それを作る作業が必要でございますので、一旦東京の機構に行って、カードを作って役場に来るということで最終は役場に取りにきてもらうという形になります。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） いろいろなところを通過するものであります。質問書を書いたときには、私は認識がなかったものですから、その後、それなりに調べたのですが、この団体の常勤理事さんは5人おられるんです。理事長は吉本和彦という方でみずほ銀行の常務取締役をされた方です。何、みずほ、2月で機械が止まってしまって、通帳を食べてしまって返ってこないという、あのみずほね。その後もあるでしょう。それから、もう一人の上遠野博之という方はNTTだそうです。接待が非常にお得意なNTTね。そこがマイナンバーカードの取扱いをするというんですけどね。広陵町が発注する事業だったら、もし相手が、もし基礎工事をやるのに柔らかいセメントで仕事にならんわとか、あいつ悪いことしたやつだということではねるでしょう。はねないんですか。

○副議長（吉村裕之君） 小原生活部長！

○生活部長（小原 薫君） 今、そういうみずほ銀行とか、NTTとか、直近のいろんな世間で騒がしているということでございます。もともと両企業は大手企業でございます。当然信頼が置けるということで、機構の代表等に就かれているという認識でございます。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 国の言うことは間違いなだらうという答弁ですから、そういう主体性のない答弁はあまりよろしくないと思います。

それで、このGDPRというので、中身を見てもみますと、企業というふうに書いてあるんですが、管理者としての自らの身元や連絡先、処理の目的、第三者提供の有無、保管期間、データ主体の有する権利などについて明瞭で分かりやすい表現により、データ主体に通知しなければならない。企業は、前期に対して明確な方法により同意を得るとともに、データ主体が同意を自由に撤回することができる権利を適切に行使できるようにしなければならない。個人データをデータ主体から直接取得していない場合、企業は当該情報の入手先を本人に通知しなければならない。こんなことが基本原則として書い

であるんですね。だから、自分の情報がどういうふうに取り扱っているのか。それはよくないな、やめてほしいと思って、やめてねと言ったら、やめないといけないということが決まっているのです。ここでは。

答弁は、広陵町の個人情報保護条例で大丈夫ですよといったから、随分大甘な話ですね。システムというのはさっきもみずほの話もありましたように、何もみずほはわざと失敗したわけではない。確実に事業を行いたいという思いでやっているのだけれども、そういうことで吹っ飛んだわけです。2月28日には。そういう危険もあるわけだから、そういうことについて、一旦登録されたけれども、取消しをできる権利だとか、住民がどういうふうな、自分の情報がどういうふうに使われているのかというのをちゃんと知る権利であるとか。それは取り上げないでもらいたいと言える権利だとか、そういう問題については我が町でほとんど議論していないんじゃないですか。そういう議論をするつもりはありますか。

○副議長（吉村裕之君） 中村まちづくり政策監！

○まちづくり政策監（中村賢一君） このGDPRというのはヨーロッパの連合のほうの地域としての考え方を整理したものでございまして、逆に言ったら民間だけではなくて、当然、行政のほう、もしそこのヨーロッパに関わるような関係があれば、当然そこはその地域の法令に従うということになりますので、そういう法体系になります。

我が国は、やはり個人情報保護法という基本法がありますので、我が国に合った法体系としての個人情報の保護法が成立していると考えています。結構細かいガイドラインも規定していますので、今の我々の行政の運用としては、この法律とガイドラインに従うのが広陵町としても手続的には一応ベストと考えています。ただ、国も黙って見ているわけではありませんで、このような動きに介して、ガイドラインの改正等は順次行っておりまして、結構、GDPRを参考にしながら部分部分は、徐々に改正されていると考えております。

○副議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 国会でデジタル法案の提案があったときに、45か所もの間違いあって大騒ぎになったということを私は記憶を新たにしているところであります。この後の質問でも、広陵町はスマートシティにしてくださいという要請もあるんですけど、自分らの情報をどういうふうになって、どこへ誰にどう渡すのか。さっぱり議論もないままスマートシティだけが独り歩きするような議論の仕方というのは、よろしくないのではないかと自分の情報がどういうふうに使われるのかということを正しく認識をして、本人の了解を得て、というふうにならなかつたら、問題は大きくなるのではないかとすることを指摘をして質問を終わります。

○副議長（吉村裕之君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。